

群馬県市町村会館管理組合職員の任用に関する規則

昭和47年4月4日

規則第4号

改正 平成 4年6月1日規則第1号

平成 5年6月8日規則第1号

平成19年3月8日規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、職員の任用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 採用 現に職員の職（以下「職」という。）についていない者を新たに職に任命することをいう。
- (2) 昇任 職員を法令、その他の規定により公の名称（職務の等級、組織上の職）が与えられている職で、その職に有するものより上位のものに任命することをいう。

(任命方法の基準)

第3条 職員の採用は、第8条に規定する場合を除き競争試験（以下「試験」という。）によるものとする。

2 職に欠員を生じその欠員を補充しようとするときは管理者は職務の類似性を基準として任用しなければならない。

第2章 試験による任用

(試験の方法)

第4条 試験は、受験者が有する職務遂行の能力を相対的に判定することを目的とし、次の各号に掲げる方法により行なうものとする。

- (1) 筆記試験
- (2) 口述試験
- (3) 身体検査
- (4) その他職務遂行の能力を客観的に判定することができる方法

(秘密の保持)

第5条 試験の準備または実施に従事する者は、細心の注意をもって試験に関する秘密を保持しなければならない。

(試験の公告)

第6条 採用試験の公告は、適切な方法により行なうものとする。

2 採用試験の公告の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 競争試験の対象となる職
- (2) 受験資格
- (3) 試験の方法、時期及び場所
- (4) 試験申込書の入手及び提出の場所、時期及び手続き

(5) 前各号に定めるもののほか、管理者が必要と認める事項

(委託試験)

第7条 管理者は必要があると認める場合は、競争試験の実施について、その全部または一部を、群馬県町村会に委託して行なうことができる。

第3章 選考による任用

(選考により採用する職)

第8条 7級の職又はこれに相当するものと管理者が認める職への採用は、選考によるものとする。

2 前項に定める職のほか、次の各号の1に該当する職への採用は選考によるものとする。

(1) 他の地方公共団体または国の職員をもって補充しようとする職で、その者が現に任用されている職と同種かつ同等以下と管理者が認めるもの

(2) 人事委員会を置く他の地方公共団体または国の競争試験もしくは選考に合格した者をもって補充しようとする職で、当該試験または選考に係る職と同種かつ同等以下と管理者が認めるもの

(3) 前2号に規定するもののほか、競争試験によることが適当でないと管理者が認める職(選考の基準)

第9条 選考の基準は、法令に基づく学歴、免許その他の資格及び管理者が必要と認める知識、技能、経歴等を有することとし、昇任の場合にあっては、さらに勤務成績が良好であることを含むものとする。

(選考の基準の特例)

第10条 次に掲げる場合には、前条の規定にかかわらず昇任させることができるものとする。

(1) 10年以上勤務して退職しようとする者で、在職中の勤務成績が著しく優良であると認められるもの

(2) 公務による負傷若しくは疾病により死亡し、又は障害の状態となって退職する者

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則(平成4年6月1日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年6月8日規則第1号)

この規則は、平成5年6月8日から施行する。

附 則(平成19年3月8日規則第1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。